

別表1

サービス区分	支給単位
入所系	
施設入所支援	定員1人当たり
共同生活援助	
短期入所(単独型)	
福祉型障害児入所施設	
医療型障害児入所施設	
通所系	
生活介護	1事業所当たり
療養介護	
自立訓練(機能訓練)	
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	
就労継続支援A型	
就労継続支援B型	
自立生活援助	
児童発達支援	
放課後等デイサービス	
訪問系	
居宅介護	1事業所当たり
重度訪問介護	
同行援護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
居宅訪問型児童発達支援	
保育所等訪問支援	

※1 一施設・事業所当たりとは、指定時に与えられる、事業所番号毎の申請となる。

例えば、

- ・ 事業所番号1111122222 の事業所が生活介護と就労継続支援事業 B 型を提供している場合、申請は1事業所となる。多機能事業所は1事業所、同一住所は1事業所となる。また、従たる事業所は含まない。

別表2

(基 準 単 価)

		(1) 障害福祉サービスを円滑に継続するための対応		(2) 災害備蓄等への対応	
区分	事業所・施設等の種別	補助単位	気候変動の影響による猛暑などの困難な事態においても介護サービスを継続するための対策に費用を支出した施設・事業所等		
			災害発生時にサービス提供体制を維持するために必要な設備・物品等を整備するために費用を支出した施設・事業所等		
入所系	施設入所支援 ※1 共同生活援助 ※2 短期入所（単独型）※3 福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設	定員1人当たり			6千円
通所系	療養介護 生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）※4 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 自立生活援助 児童発達支援 放課後等デイサービス	事業所	1月当たり延べ利用者数 ～300人		200千円
			1月当たり延べ利用者数 301～600人		300千円
			1月当たり延べ利用者数 601人～		400千円
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	事業所	同一建物減算がある場合		200千円
			1月当たり延べ訪問回数 ～200回		300千円
			1月当たり延べ訪問回数 201回～2,000回		400千円
			1月当たり延べ訪問回数 2,001回～		500千円
	対象経費の例		<p>【訪問系、通所系】 ア. 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費 イ. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スパイクタイヤ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費</p> <p>【入所系、通所系】 ウ. 光熱水費、燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費 エ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費</p>	<p>【入所系、訪問系、通所系】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費</p>	
	補助額		<ul style="list-style-type: none"> 施設・事業所ごとに、交付決定額は、基準単価と交付申請額（消費税及び地方消費税を除く）とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 基準単価を超えない範囲で、1施設・事業所に（1）と（2）の両方を補助する。 1施設・事業所（1事業所番号）当たり1回まで補助とする。 1施設・事業所（1事業所番号）当たり1サービスの補助とする。 埼玉県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金を申請した施設・事業所については、補助対象外とする。 		
	備考		<p>※1 障害者支援施設は、施設入所支援のみ補助対象。 ※2 事業所単位とし、サテライト住居の定員を含む。併設型の定員及び空床型の利用者数は含まない。 ※3 空床型及び併設型は補助対象外。 ※4 宿泊型自立訓練を含む。</p>		